平成23年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載 してください。

地域の現状と課題ついて

1. 地域の現状と特色について

地域は、綱島地区・大曾根地区・樽町地区・師岡地区の4地区をエリアとして、人口は約73,700人で世帯は約35,700で65歳以上の高齢者は約<math>10,300人と大変大きな地域をエリアとしております。また、地区の特色としては、綱島地区は人口約39,500人で高齢者も約5,200人、大曾根地区は人口約10,800人で高齢者は約2,300人と区内で一番高齢率の高い地区です。一方樽町地区は人口約13,300人で年少人口率が14,7%と区内で一番高い地区です。なお、師岡地区は人口約10,100人高齢者は約1,500人となり4地区でほぼ中間的な地域です。(「ひっとプラン港北」地区別計画の資料より)

- 2. 地域の課題と改善策について
- (1) 当地域は人口及び高齢者等施設の対象者が大変多いが、施設内の連携と関係 機関や各地域の団体組織との連携をさらに深め「地域力」を高め、改善を図る。
- (2) 高齢者支援に関する取組に対し、現在実践している地域密着型事業を今後も引続き実施する共に特に遠方の綱島・師岡地区を重点に地域と連携を密に町内会館等拠点として事業展開を図る。
- (3) 障がい児・者支援関する取組について 今後もさらに地域の身近な相談窓口として、日頃の課題やニーズ把握を的確 に捉え各関係機関へ繋げる仕組みが必要である。また、事業を通じて障害者へ の理解を地域住民に深める機会を設ける工夫が必要である。
- (4) 港北区地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」計画推進の取組について 地区ごとに課題や推進方法等が様々であるが、地域の実情に沿った住民主体 よる「地域カ」を高めることが大事で、日頃から区役所・区社協・ケアプラザ の連携を強めて、目的や情報等共有化しチームとして纏まることが必要である。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

管理運営に関する基本協定書第20条に基づく施設及び設備について、市の定める 基準に基づき、次のとおり適正・適切に維持管理等実施します。

- (1) 日常的な維持管理について
 - ①日常清掃業務を専門業者に委託して実施する。
 - ②施設の夜間の防犯・防火巡視点検を専門業者に委託して実施する。
 - ③施設の建物・設備等点検業務を担当職員が日常的に実施する。
- (2) 定期的な維持管理について
 - ①定期清掃業務を専門業者に委託して実施する。
 - ②地域ケアプラザ管理保守点検等業務(別紙1・2)を専門業者に委託して定期的に実施する。
- (3)上記点検結果に基づき、修繕等発生した場合は速やかに別紙3に基づき、適時適切に対応して施設の適正な管理に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

常に効率的・効果的な施設運営に努めていますが、今年度も全職員の共有化を図るため、各種会議や研修会等を通じて意識啓発を図り、次のとおり効率的な運営に努めます。

[取組内容]

- (1)日常的な取組について
 - ①ゴミの分別と減量化(資源リサイクル化)のさらなる推進に努める。
 - ②節電・節水及び冷暖房の適正な取扱の徹底に関する利用者さんへの協力依頼。
- (2) 定期的な取組について
 - ①職員会議や担当者会議等を通じて、「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等に意識啓発を図り、効率的・効果的施設運営に努める。
 - ②物品の購入や各種契約等にあたっては、法人の定める経理規程を遵守し経費の 節減に努める。
 - ③地域ケアプラザの特色である4事業部門をさらに密接に連携し、効率的・効果的施設運営に努めます。

ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運営要領」や介護サービスに関わる 「苦情対応事務処理要領」に基づき、苦情や要望等について、適正迅速に対応し利用 者の信頼を高めると共に頼りになる施設づくりをさらに推進します。

[苦情受付体制]

- (1) 苦情相談受付(担当者:包括支援センター相談員) 「福祉サービスに関わる苦情運用要領」「対応マニュアル」に基づいて適正迅 速に対応する。
- (2) 法人の「苦情解決第三者委員会」「苦情解決調整委員会」の活用等 苦情等があった時は、速やかに委員会に報告し、適正・適切・円滑な解決を図る。
- (3) 苦情・要望等に対する環境・意識啓発等の徹底について 定期的に職員研修等を通じて、常に、何時でも・誰でも・気軽に安心して相 談できる相談窓口等の環境整備に努める。

エ 緊急時 (防犯・防災・その他) の体制及び対応について

事故・事件や火災・地震等の発生に備え、常に危機管理意識を持って業務にあたっていますが、緊急事態が発生した場合は「緊急時対応マニュアル」「緊急時連絡網」に従って、冷静に対応できる体制を整備しています。また、火災・地震の災害時は「消防計画」に基づき迅速に対応できる体制を組織し、定期的に訓練を実施します。

[対応内容]

- (1)消防防災訓練(年間2回実施)
 - ①第1回目:平成23年7月25日(月)
 - ② 第 2 回 目 : 平成 2 4 年 2 月 2 7 日 (月)
 - * 初期消火訓練・警報装置及び通報訓練・利用者の避難誘導訓練・AED取扱他)
- (2) 緊急時対応マニュアルの対応等
 - ①利用者の転倒・急変・急病及び窒息等の緊急時対応マニュアル
 - ②徘徊者発生時の対応マニュアル③車輌事故発生時に関わる対応マニュアル
 - ④その他緊急事態発生時対応及び体制マニュアル
 - ⑤特別避難場所開設等運営マニュアル
 - *上記、マニュアルは定期的に見直し、実情に沿った改善を図ります。

オ 事故防止への取組について

ご利用者様の安心・安全を確保するため「事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策の徹底を図る。また、随時、施設の安全性やサービス内容等の再点検を行い、さらに安全な事故防止対策の確立に努める。

[取組内容]

- (1)日々の取組について
 - ①日々の安全点検と朝夕のミーティングを通じて施設点検及び介護チェックの 確認
 - ②ヒャリハット報告に基づき、再発防止策の迅速な改善と「事故防止マニュアル」 の見直しと職員に対する周知徹底を図る。
- (2) 定期的な取組について
 - ①定期的な施設の安全点検と職員研修を通じて事故防止対策に徹底を図る。
 - ②事故防止強化月間を定期的に設定して、さらに事故防止の強化徹底を図る。
 - ③全職員を対象に「自己チェックシート」「安全運転チェック」を活用して、自己診断チェックを実施し、事故防止に対する意識開発及び自己研鑚を図る。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例ほか、秘密保持に関する法令等を遵守するため、定期的及び随時全職員に対する研修を実施する。

[取組内容]

- (1) 年度の初めに全職員を対象に個人情報保護に関する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート)の点検を実施すると共に「個人情報取扱特記事項」を 遵守させ全職員の「個人情報保護に関する誓約書」提出させる。また、中途採 用者においても随時同様に実施する。
- (2)「個人情報保護の取扱」や「漏えい防止マニュアル」の徹底について、日々のミーティングや職員会議時に周知徹底を指示・指導する。
- (3) 定期的に「自己チェックシート」を活用して自己点検を行い漏えい防止に努める。
- (4)法人の規程及び防止マニュアルを遵守する。
 - ①個人情報保護に関する基本方針
 - ②個人情報管理規程
 - ③個人情報漏えい防止マニュアル他

キ 情報公開への取組について

「情報公開に関する規程」に基づき適正適切に対応し、施設の透明性を確保します。

[取組内容]

- (1)本部「横浜共生会」のホームページや法人機関紙「共生会」を通じて事業報告・ 決算報告等幅広く情報を公開します。
- (2)「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、事業内容等幅広く地域の皆さまに情報を提供します。
- (3) 毎年介護サービス公表制度を受審し、神奈川県がインターネットで受審結果を 公開します。
- (4)施設内の情報ラウンジに施設の事業計画・報告・予算・決算や各種規程・要綱等を掲示し、施設の情報を広く公開して透明性の確保に努めます。

ク 環境等への配慮及び取組について

地球温暖化防止の取組として、照明器具の節減・事務機器類の省エネモード・冷暖 房温度の省エネ設定等環境問題に積極的に取組んでいます。

[取組内容]

- (1)日々の日課として、節電・節水・省エネ意識の徹底と励行に努める。
- (2) 定期的にゴミの分別・減量化・資源リサイクル等全職員で引続き取組みます。
- (3) 自主事業として「園芸講座」を開催し、緑化推進事業と連携して環境ボラン ティアを育成するとともに、引続き地域の緑化活動推進とネットワーク拡大に 努める。
- (4) 定期的に隣接する「しょうぶ公園」の清掃活動や花壇の手入れ等公園愛護会と連携して、緑化推進活動の推進に取組ます。また、今年度も引続き緑化推進事業(温暖化防止)「緑のカーテン」事業に参加し、園芸ボラと共に施設内や隣接の公園の緑化や植栽管理を支援します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

≪職員体制≫

- ・管理者 1名 (包括支援センター看護師兼務)
- ・担当者 専任職員3名 (常勤1名、非常勤2名) 兼務職員2名 (包括支援センター社会福祉士・主任ケアマネジャー)

≪目標≫

- (1)要支援状態の軽減、護状態になるのを予防するためご本人の意思を尊重したケアプランを作成していく。
- (2)介護予防ケアプランに添ったサービスが実施できるよう各事業所、医療との連携を図っていく。
- (3) 個人情報の取り扱いについて厳重に取扱い、郵送、FAX などはダブルチェックを徹底していく。
- ≪実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)≫ ●なし
- ≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

≪利用者目標≫

※ 単位は省略してください。

5 月	6 月	7 月	8 月	9月
2 2 0	220	2 2 0	2 2 0	220
11 月	12 月	1月	2 月	3 月
220	220	220	220	220
	220 11月	220 220 11月 12月	220 220 220	220 220 220 220 11月 12月 1月 2月

【単位:人】

● 居宅介護支援事業

≪職員体制≫

常勤嘱託専従1名、常勤兼務1名

≪目標≫

- (1) 横浜共生会の基本理念である「人間としての尊厳、自由と人権とプライバシー の尊重」に努め、利用者・家族の立場に立った、適切できめ細かいサービスの 提供
- (2) 計画的に研修に参加し能力向上に努めると共に、法令を遵守した公正・中立な 居宅サービス計画の作成
- (3) 介護予防支援事業への積極的な参加

≪実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)≫

●なし

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ・同一法人内ケアマネジャー会議を隔月開催し、幅広い情報共有・意見交換に努めています。また、支援が困難と感じるテーマの事例研究を行い、ケアマネジメント留意点をまとめ、法人内の人材育成資料にする作業を行っています。
- ・土日祝も1名は出勤する体制を取り、ご利用者からの相談に迅速な対応を行っています。

≪利用者目標≫

※ 単位は省略してください。

4	5 月	6	7 月	8 月	9月	
70	70	70	70	70	70	
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	
70	70	70	70	70	70	

【単位:人】

● 通所介護事業

≪提供するサービス内容≫

- ●介護サービス計画書作成・生活指導(相談援助等)・機能訓練(日常生活動作)
- ●健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

≪実費負担(徴収する項目ごとに記載)≫

● 1割負担分

(要介護 1) 7 0 2 円 (要介護 2) 8 1 8 円 (要介護 3) 9 3 3 円 (要介護 4) 1 0 4 7 円 (要介護 5) 1 1 6 2 円 ● 食費負担 7 5 0 円

●そのほか入浴される方は別途約53円かかります。

≪事業実施日数≫ 週 7日

≪提供時間≫ 9:15 ~ 15:45

≪職員体制≫

- ・約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しております。
- ・その他看護師・生活相談員が勤務しております。

≪目標≫

- ・今年は「ハーモニー」をスローガンとし日々積み重ねてきた経験を業務に生かして まいります。
 - 1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
 - 2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
 - 3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ・ご自宅にいるような雰囲気でリラックスしていただく環境づくりをします。
- 目的別に対応できるような環境を作り自由選択にて選べる日中活動に取り組みます。

【単位:人】

・お仕着せのない、その人にあったサービス提供に心掛けます。

≪利用者目標(延べ人数)≫

※ 単位は省略してください。

4 月	5 月	6 月	7月	8	9 月	
1030	1060	1030	1060	1060	1030	
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	
1030	1030	1000	1000	1000	1060	

● 介護予防通所介護事業

≪提供したサービス内容≫

- ●介護サービス計画書作成・生活指導(相談援助等)・機能訓練(日常生活動作)
- ●健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

≪実費負担(徴収する項目ごとに記載)≫

● 1割負担分

((要支援 1)(要支援 2)● 食費負担2327 円4549 円750 円

≪事業実施日数≫ 週 7日

≪提供時間≫ 9:15 ~ 15:45

≪職員体制≫

- ・約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しております。
- ・その他看護師・生活相談員が勤務しております。

≪目標≫

- ・今年は「ハーモニー」をスローガンとし日々積み重ねてきた経験を業務に生かして まいります。
 - 1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
 - 2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
 - 3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ・ご自宅にいるような雰囲気でリラックスしていただく環境づくりをします。
- ・目的別に対応できるような環境を作り自由選択にて選べる日中活動に取り組みます。
- ・お仕着せのない、その人にあったサービス提供に心掛けます。
- ・予防給付ご希望の方の体操では、その方に合わせたカリキュラムを作り実施します。

【単位:人】

≪利用者目標(契約者数)≫

※ 単位は省略してください。

4 月	5 月	6 月	7	8月	9月	
33	33	33	33	33	33	
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	
33	33	33	33	33	33	

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分(区と協議の上、策定して下さい。)

地域ケアプラザ

1 総合相談(高齢者・こども・障害分野への対応)

(1)相談·訪問事業

身近な相談窓口として、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談(介護保険等の制度では解決できない問題も含む)に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていく。

(2)22年度樽町地域ケアプラザ相談内容分析と活用について

22 年度実施した相談内容等のデータを 4 地区ごとに年齢・性別等で分析し、地域の要援護高齢者に関するニーズ等を把握する。

(3)関係機関との連携

区役所をはじめ各関係機関と日頃からの業務連携を図りながら、クライアントの負担や 不安を抱えさせることなく、効率的効果的な課題解決する相談窓口のワンストップサースを 目指す。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

コーディネーターと包括職員は、常に連携を取りながら業務に就いており、ケアプラザの「4職種」として位置付けております。地域支援や介護予防等を中心とした業務について、足並みをそろえながら行っております。なお、日頃より所内において定例会議を行いながら、個別ケースと地域動向等を共有し、地域の課題と支援の方向性を確認し合いながら効率的効果的事業運営へと繋げていきます。

〈主な定例会議として〉

- ・5職種会議(介護予防プランナー職員も含めた会議)
- •連絡調整会議
- ・事務所会議 ほか

〈主な事業として〉

- ・民生委員との協働
- ・体力向上プログラム(4コース)
- ・介護者交流会、介護者セミナー
- ・インフォーマルサービス支援 ほか

3 職員体制・育成

(1) 職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要領」「地域包括支援センター運営事業実施要項」及び介護保険法の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行っています。 「職員体制〕

- ①所長(管理者):常勤1名
- ②地域活動交流事業:コーディネーター(常勤)1名・サブコーディネーター(非常勤)4名
- ③地域包括支援センター:

常勤者 4 名: 社会福祉士(2)・看護師(1)・主任ケアマネジャー(1) 非常勤 3 名: 社会福祉士(1)・看護師(1)・ケアマネジャー(1)

- ④居宅介護支援事業:常勤者2名(介護支援専門員)
- ⑤通所介護支援事業:常勤者5名(生活相談員)・非常勤44名(看護師・介助員他)
- ⑥事務員 (庶務・経理)・常勤者 1 名・非常勤者 1 名
- (2) 人材の育成(職員研修)について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修·法人研修·行政研修·外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

[研修計画概要]

- ①施設内研修(毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他)
- ②法人研修(新任研修·各種専門職種研修·業務研修·人権研修他)
- ③市・区役所関係研修(地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他)
- ④市·区社協関係研修 (新人研修·基礎研修·中堅研修·管理監督者研修·専門他)
- ⑤介護保険事業者研修 (義務付け研修・任意研修他)

4 地域福祉のネットワーク構築

- (1)地域の関係団体・組織(自治会・町内会・民児協・社協・老人会等)との連携 をさらに深めるため、各種の会合やイベント・集い等に積極的に参加し情報交換 や各種情報提供等を行う。
- (2)関係機関(区役所·区社協·各施設·事業所等)との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や相互の連携をさらに深める。
- (3)各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、地域の支えあいのネットワークを基盤として、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。特に、今年度は第2期地域福祉保健計画(「ひっとプラン港北」)の推進初年度にあたり、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、地域福祉のネットワーク構築に地域力を発揮するタイムリーな時期であると考えています。

5 区行政との協働

(1)地域福祉保健計画推進について

昨年度は、第2期計画策定に関して、包括職員と共に各地区の区役所や区社協の担当職員と連携をとりながら参画しました。今年度は第2期地域福祉保健計画(「ひっとプラン港北」)の推進初年度にあたり、地域ケアプラザの特性を活かしながら、率先して推進支援に携わり、区行政のサポートに努めます。

(地区別推進委員会やサポートスタッフ会議等への参加)

(2)区政運営方針との連携について

重点推進策を視野に入れながら、包括3職種と共に、今年度も引き続き「港北にぎやか支え合い作戦」、「港北元気っ子事業」、「災害時要援護者事業」、「地域防災拠点における防災訓練支援」、「緑のカーテンづくり」等の高齢者、障害児者、子育て支援を柱に事業実施に努めます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

今年度も地域包括支援センター3職種と共に、民児協定例会参加をはじめ地域のインフォーマル活動に訪問し、情報収集や情報提供に努めます。また、施設内においても、引き続き地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

今年度も引き続き「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としての PR の場を設ける。そして掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供してもらう。また、ケアプラザの各種事業(自主事業・デイサービスなど)においても、各利用団体に対して活動の場を提供し、福祉保健団体としての意識高揚を狙います。

3 自主企画事業

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に福祉保健センター・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

特に子育て支援に関して、この4月より福祉保健センター主催の「離乳食教室」が開催します。そこで既存の事業も含めた一連の体系となり、幅広く活動を通じた支援を行いたい。

既存の各種事業についても、随時参加者よりご意見等を伺う機会を設け、事業内容 の発展充実をさせます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア登録者や団体については、引き続き支援・指導等を行います。さらに 今年度も男性の地域回帰を目的とした「お父さん応援企画」やニーズの高い「園芸」 関連の講座等を通じて、さらなる担い手を発掘・育成します。また、次世代育成にも 重点を置き、区社協や地域のインフォーマル的なグループとも連携をとり、地域の学 生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらう。

そして、各種事業の運営に関して、地域で活動している体操サークル、囲碁将棋サークル、 子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動と して位置づけ、多くの方が参加協力できる環境を整えます。

また、主任CMと共に、既存のインフォーマルサービスの活動支援を行い、さらに 地域の課題を把握しながら、不足するサービスを検討します。

地域包括支援センター

1 総合相談

総合相談支援 (総合相談)

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう地域包括支援センターが、身近な相談窓口として、介護保険制度のみでは解決できない課題を含めた幅広い相談に対応し、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題の解決に取り組んでいく。

総合相談 (実態把握)

- (1) エリア内の民児協会定例会に毎月参加し、各委員が把握し対応に困難を感じている高齢者について地域包括支援センターに相談しやすい雰囲気作りに努める。委員に対して同行訪問の提案や、支援検討会議への参加打診を通し、協働の体験を積み重ねることにより相互理解を深める。
- (2) よりきめ細やかな相談支援を目的に、エリア内に5つある民児協ごとの年度 別相談件数(h18~h22)と「港北グラフィック(区総務課発行)」の詳細な統 計情報をクロスして地域分析を実施。区福祉保健センター、区社協ともデータ の共有を図り地域支援についての具体的方針を協議する。

2 権利擁護

権利擁護 (権利擁護)

地域の会合や各種団体等への出張時、地域包括支援センターの機能として、高齢者の人権侵害(虐待や消費者被害等)や権利擁護の問題(判断能力が不十分な人の契約等)に取り組んでいることを地域住民にアピールしていく。区福祉保健センターと協働して、高齢者虐待防止のための地域での見守り体制の構築に取り組んでいく。

権利擁護(高齢者虐待)

- (1) 虐待の疑いのある相談事例に対しては、把握の段階から区福祉保健センターと 詳細な情報共有を実施する。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役 割分担に基づき適切適時な対応を行っていく。
- (2)養護者支援の一環として区福祉保健センターの協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を9回、介護者及び地域保健福祉従事者(主に民生委員を想定)を対象として関係機関の専門家を講師とした「介護者のための学習会」を3回、企画実施する。

地域包括支援センターが養護者支援の窓口であることの周知を目的に、開催案内の プリントにその旨を明記し、地域の会合や各種団体等への主張時に積極的なアピール を行う。

権利擁護(認知症)

認知症を患っても本人、家族が安心した生活を送るためには地域住民の疾病に対する正しい理解が不可欠である。区福祉保健センターと連携し地域で認知症サポーター 養成講座を3回、企画実施する。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

- 1) 相談対応時転居者や介護保険申請に至らない方へ了解の下チェックリストを実施し把握する。
- 2) 体力向上プログラム 年 4 コース 実施時 参加者全員にチェックリストを実施 し把握する。
- 3) ケアプラザまたは地域の自主事業で了解が得られればチェックリストを実施し把握する。

介護予防ケアマネジメントカ

- 1)二次予防対象者把握後ご本人や家族と検討しはつらつシニアプログラムや樽町 CP の自主事業、地域の講座を紹介し該当者が意識的に介護予防出来るように支援する。
- 2) 一次予防対象者には区福祉保健センターや地域交流,地域の保健活動推進委員,民生委員,地域自治会などの協力を得ながら担当エリア < 5 地区 樽町・師岡・大曽根 (大曽根台)・綱島西・綱島東>年4コース(週1回で5回1コース)を地域拠点の会館などに出張し体力向上プログラムや各団体主催の行事など機会あるごとに参加し認知症の理解や総合的な介護予防普及啓発活動を実施し地域住民が意識的に健康生活を維持できるように支援する。
- 3)地域の状況を見ながら体操教室などの要望があれば自主的に取り組めるように地域交流と連携し支援していく。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- (1) 担当5地区民生委員児童委員協議会定例会に介護保険制度、認知症予防啓発 などで計画的に参加する。
- (2) 地域のインフォーマルグループ活動状況を把握し(10団体)、支援していく。
- (3) 地域のボランティア団体同士の連携交流を図り情報交流できる交流会を計画する。
- (4) 地域住民に対し広報誌にて包括支援センター、介護保険制度などについて広報活動を行う。
- (5) 綱島東地区のミニディについて立ち上げ支援していく。
- (6) ケアマネジャー、区社協、区保健福祉センターとの交流会を計画する。(樽地区・大曾根地区)
- (7) 上記について地域交流活動コーディネーターと連携し行う。

医療・介護の連携推進支援

- (1) 他ケアプラザと合同にて医師との懇談会(3回目)を10月に計画
- (2) 区全域にて歯科医師会との懇談会を2月に計画。
- (3) 区全域にて医療相談員との交流会を計画。
- (4) 医療機関連携シートの更新

ケアマネジャー支援

- (1) 事例検討会の実施(3回)
- (2) 新任ケアマネジャー支援は合同にて交流会、施設見学を実施
- (3) 区ケアマネジャー連絡会の後方支援
- (4) 区ケアマネジャー分科会の継続的参加
- (5) 毎月8館ないし単館にて研修会を開催計画
- (6) 個別の相談には随時、カンファレンス、同行訪問等行い支援する。

介護予防事業

介護予防事業

- 1)65才以上の一般高齢者の方を対象に体力向上プログラムを実施する。 口腔講座,栄養講座,運動講座,フットケア講座などを取り入れて週1回で5回連続を 1コースとして年4コース担当エリア地域の拠点の会館やコミュニティセンターな どを利用して実施する。
- 2) 体力向上プログラムの参加者状況や地域の協力状況など地域性などを考え介護予防が地域で意識的に活動が出来るように地域交流部門や区福祉保健センター・外部講師などと協働し自主グループ化に向けた支援を行う。
- 3) 認知症サポーター養成講座・民児協定例会や地域活動などへ機会あるごとに参加 し介護予防普及啓発活動を行う。

その他

特になし			

平成23年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:横浜市樽町地域ケアプラザ

平成23年4月1日~平成24年3月31日 (単位:千円)

	科目		地域活動交流	地址	地域包括支援センター			通所介護	予防通所介護
		包括的支援 介護		介護予防事業	介護予防支援				
	指定	管理料収入	17,400	23,134	2839				
収	介護	保険収入			0	13,358	11500	79100	33900
	その	他			0				
		委託料(地域包括支援セ ンター相談体制強化事業)			0				
入		認定調査委託料			0		400		
		利用料収入			0			20	150
					0			30	000
	収	又入合計(A) 17,400		23,134	2839	13,358	11900	136150	
	人件	費	10,000	20,870	1,134	8,500	9894	80	731
	事務費 1,200		93	1,049	376	1020	35191		
	事業	費	545	50	600			12	735
	管理	管理費 4,661		1,239					
支出	その	他							
Ш		消費税	480		56				
		協力医謝金等	514	882					
		他事業所へ支払い				4482			
		会計単位繰入金					900	80	00
	支	出合計(B)	17,400	23,134	2,839	13358	11814	136	657
<u> </u>	又支	(A)-(B)	0	0	0	0	86	-5	07

[※] 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

[※] 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。